事後審査型制限付一般競争入札の執行について

大阪市西淀川区長　松田　和也

令和8年11月26日
次のとおり事後審査型制限付一般競争入札を執行する。

1. 案件名称	令和8年度字幕表示システム（Cotopat）一式（西淀川区役所）買入及びサービス利用契約
2. 契約期間等	機器納期：令和9年1月29日 サービス利用契約期間：令和9年2月1日～令和12年1月31日
3. 仕様	別紙「仕様書」のとおり 仕様書は、本案件添付のＰＤＦファイルをダウンロードすること。
4. 納入場所	大阪市西淀川区御幣島１－２－１０ 大阪市西淀川区役所内指定場所
5. 入札参加資格	(1)登録種目：令和７・８・９年度大阪市入札参加有資格者名簿物品供給種目「24：通信用機器」または「26：0A機器・用品」で登録されていること。 (2)地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること (3)入札日において大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと (4)入札日において大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
6. 質問事項の受付、締切、回答	(1)仕様等に関する質問は、質問書（任意書式）を電子メールにより令和8年12月3日(木)午後５時30分までに下記メールアドレス宛送信すること。ただし、締切以降の質問は一切受付けない。また電話での口頭質問や持参、ＦＡＸ、郵便等電子メール以外による提出は不可とする。 送信先メールアドレス：tk0001@city.osaka.lg.jp (2)質問に対する回答は、令和８年12月7日(月)午前10時に「大阪市ホームページ＞産業・ビジネス＞入札契約情報＞物品供給等入札等情報＞物品供給等入札案件＞物品供給等入札案件(西淀川区)＞令和8年度字幕表示システム（Cotopat）一式（西淀川区役所）買入及びサービス利用契約」に掲載する。 https://www.city.osaka.lg.jp/templates/buppin_nyusatsuanken/nishiyodogawa/0000692229.html
7. 入札執行予定日時及び場所	令和8年12月15日（火）午前10時00分　※入札室は30分前より開場 **大阪市西淀川区御幣島１-２-10** **大阪市西淀川区役所　401・402会議室**
8. 入札方法及び落札者の決定方法	別紙「入札公告【共通事項】」に記載
9. 入札参加資格審査資料等提出日時	開札日～開札日の翌開庁日の午後５時30分
10. 入札参加資格審査資料	別紙「提出資料について」のとおり。提出の際には、添付の様式を使用すること。
11. 落札決定（予定）日	令和8年12月17日（木）を予定とするが、前後する場合がある。
12. その他事項	(1)別紙「入札公告【共通事項】」に記載の事項を参照のこと (2)最低制限価格の設定　無 (3)入札参加等の手続きに関する全ての費用は、入札参加者の負担とする。また、提出された書類は、一切返却しない。 (5)入札参加者は、事業予定者決定後において、この募集要項の内容について、不明又は、錯誤を理由に異議を申し立てることはできない。
13. 契約・入札担当	大阪市西淀川区役所総務課 大阪市西淀川区御幣島１－２－１０ 電話：06-6478-9625

事後審査型制限付一般競争入札　入札公告【共通事項】			
１．入札参加資格	（１）	令和７・８・９年度大阪市入札参加有資格者名簿に当該案件に応じた種目で登録されていること	
	（２）	①	公告本文に定める入札参加資格をすべて満たすものであること
		②	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること
		③	入札書提出日において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと
		④	入札書提出日において、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
	（３）	入札参加資格の有無は、基準日を別に定める場合を除き開札日現在による。	
	（４）	入札参加資格の審査は、開札後に資格を確認する必要があると認められる者について行い、その他の者については行わない。	
	（５）	入札参加資格審査資料（以下「資格審査資料」という。）の提出の必要がある案件については、本市の指定する期限までに、公告本文に定める資格審査資料を提出できること	
２．入札参加手続等	（１）	入札書の提出等の手続きは紙入札により行う。郵便、送付等は認めない。	
	（２）	入札の辞退 入札書提出後の辞退は認めない。	
	（３）	入札予定価格・入札参加者の公表 落札決定後に本市ホームページにて公表する。	
	（４）	仕様書等の取得方法 公告本文にて定める。	
	（５）	仕様書等に対する質問 質問、回答の日時、方法について公告本文に定める。	
	（６）	上記(1)～(5)によらない場合は、公告本文に定める。	
３．入札の方法等	（１）	入札書の提出期間及び開札日時・場所は公告本文に定める。開札は、入札の終了後、直ちに当該入札の場所において行う。	
	（２）	入札参加者がない場合は、当該入札を取り止める。	
	（３）	入札書の提出	
		①	入札書は、入札金額、単価、住所、会社名、氏名等、必要な事項がすべて入力されたものを有効なものとして取り扱う。
		②	入札書に記載する入札金額については次のとおりとする。 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（加算した金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること
		③	入札書の記載は注意して正確に行い、確認を行ってから入札を行うこと。
		④	入札書の提出は、公告本文に定めた時間までに指定の入札箱に投入すること。
		⑤	投入された入札書は訂正、再提出又は撤回をすることができない。
		⑥	代理人が入札に参加する場合は、入札に関する一切の権限を委任された委任状を持参すること。ただし、代表者が記名・押印した入札書を使者が持参し、投入する場合は委任状を不要とする。
４．再度入札	（１）	開札の結果、落札候補者がいないときは、再度の入札を１回に限り直ちに行う。	
	（２）	代理人が再度入札に参加する場合は、入札に関する一切の権限を委任された委任状を持参すること。ただし、代表者が記名・押印した入札書を使者が持参し、投入する場合は委任状を不要とする。	

<table>
<tr><th colspan="4">事後審査型制限付一般競争入札　入札公告【共通事項】</th></tr>
<tr><td rowspan="7">５．入札の無効</td><td colspan="3">次の場合のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。 無効の入札をした者は再度入札に参加できない。</td></tr>
<tr><td>（1）</td><td colspan="2">大阪市契約規則（昭和39年規則18号）第28条第1項各号の一に該当する入札</td></tr>
<tr><td>（2）</td><td colspan="2">１に定める入札参加資格を有しない者がした入札</td></tr>
<tr><td>（3）</td><td colspan="2">所定の入札書を用いないでした入札</td></tr>
<tr><td>（4）</td><td colspan="2">同一入札について、他の入札者の代理人を兼ね又は２人以上の代理人として入札したときはその全部の入札</td></tr>
<tr><td>（5）</td><td colspan="2">再度入札の場合においては、前回最低入札書記載金額以上でした入札</td></tr>
<tr><td>（6）</td><td colspan="2">指定する日までに資格審査資料を提出しなかった落札候補者がした入札</td></tr>
<tr><td rowspan="11">７．入札参加資格の審査及び落札者の決定</td><td>（1）</td><td colspan="2">開札後、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札候補者とし、落札の決定は保留する。</td></tr>
<tr><td>（2）</td><td colspan="2">予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者が2者以上あるときは、開札時にくじによって落札候補者を決定するものとする。なお、予定価格の制限の範囲内で同価格の入札をした者が2者以上あるときは、開札時に電子くじによって第3位までの審査順位を決定する。ただし、第4位以降の審査順位を定める必要がある場合は、当該入札者に通知し、第3位までと同様にくじによって審査順位を定める。</td></tr>
<tr><td>（3）</td><td colspan="2">落札の決定を保留した後、落札候補者が入札参加資格を有する者であるか審査する。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">（4）</td><td colspan="2">前号で規定する審査の結果により、落札候補者の取扱いは次のいずれかによるものとする。</td></tr>
<tr><td>①</td><td>落札候補者が入札参加資格を有するものであることを確認した場合は、その者を落札者とし、落札決定を通知するものとする。</td></tr>
<tr><td>②</td><td>落札候補者が入札参加資格を有しないものであることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を新たに落札候補者とし(3)の入札参加資格の審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。なお、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者が2者以上あるときは、(2)の審査順位により落札候補者とする。</td></tr>
<tr><td>（5）</td><td colspan="2">(3)の入札参加資格の審査にあたっては、落札候補者は、公告本文に定める資格審査資料を、開札日（(4)②において新たに落札候補者になった者については、提出を求めた日）の翌日（翌日が大阪市における執務の休日にあたるときは、その翌日とし、休日が連続するときは、休日最終日の翌日とする。以下同じ）の午後5時30分までに提出しなければならない。期限までに提出がない場合は、当該落札候補者のした入札は無効とし、大阪市競争入札参加停止措置要綱の規定に基づく停止措置を行う。ただし、期限までに理由書（落札候補者用）を提出し、大阪市がやむを得ないと認めた場合は停止措置は行わないものとする。
（資格審査資料の提出の必要がない案件についても同期限まで（開札日と同日に落札決定を行うものについては、開札日の午後4時までとする。再度入札となった場合は午後5時までとする。）に限り理由書（落札候補者用）の提出を受付け、大阪市がやむを得ない理由であると認めた場合は当該落札候補者のした入札を無効とし、停止措置は行わないものとする。）</td></tr>
<tr><td>（6）</td><td colspan="2">(4)②の手続きにより落札候補者の入札を無効にした場合には、入札を無効にした理由を付して、当該落札候補者に通知する。</td></tr>
<tr><td>（7）</td><td colspan="2">開札後から落札決定までに、いずれかの入札参加資格要件を満たさなくなった場合は、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">（8）</td><td colspan="2">開札後から落札決定までに、入札参加者が次の項目に該当した場合は入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。</td></tr>
<tr><td>①</td><td>大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けている。</td></tr>
<tr><td>②</td><td>大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている。</td></tr>
<tr><td>（9）</td><td colspan="2">落札候補者となった者は、正当な理由がある場合を除き、落札者となることを辞退することができない。辞退した場合は、入札は無効とし、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を行う。</td></tr>
<tr><td>８．落札の決定日</td><td colspan="3">原則として、落札の決定日は公告本文に定める。なお、入札参加資格の審査対象者が複数生じた場合は、必要な審査・調査を行ったのち決定するものとする。</td></tr>
</table>

事後審査型制限付一般競争入札　入札公告【共通事項】			
９．入札保証金及び契約保証金	（１）	入札保証金（見積った契約希望金額の100分の３以上）　　免除 ただし、正当な理由がなく契約を締結しないときは、落札金額(入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(単価契約にあっては、落札金額に予定数量を乗じた額、長期継続契約にあっては、落札金額を１年当たりの額に換算した額))の100分の3に相当する違約金を徴収する。	
	（２）	契約保証金 契約金額額(単価契約にあっては、落札金額に予定数量を乗じた額、長期継続契約にあっては、落札金額を１年当たりの額に換算した額(借入期間が12月未満の場合は、契約期間内に支払うことが見込まれる総額))の100分の10以上納付 ただし、次のいずれかに該当するときは、契約保証金を免除する。	
		①	落札者が保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証書を提出したとき
		②	落札者が国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を１回以上締結し、これをすべて過去２年の間に誠実に履行したと認められるとき ただし、長期継続契約に係る履行実績については、現在履行中であっても、12 か月以上の期間履行されていれば、その契約を実績と認める。
		③	契約金額（単価契約にあっては、契約金額に予定数量を乗じた額、長期継続契約にあっては、予定総額）が500万円未満、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき
１０．その他	（１）	提出された資格審査資料等は、入札に関する審査以外に使用しない。	
	（２）	契約条項を示す場所　本市ホームページ及び公告本文にある入札・契約担当	
	（３）	契約書作成の要否　　要	
	（４）	大阪市側の都合により、必要と認めるときは当該入札を延期又は中止することがある。	
	（５）	仕様書等に対する質問への回答は、システム上の問題等により、回答の掲載が公開時間に遅れる場合もある。	
	（６）	入札方法等の照会にあたっては、入札参加者が本市職員にわかり得ることがないよう充分留意すること	
	（７）	落札の決定から契約締結までに、落札者が次の項目に該当した場合は、契約の締結を行わないものとする。	
		①	大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている
		②	大阪市契約規則第32条第2項の規定により、契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあることその他の理由により著しく不適当であると認められるとき
	（８）	契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。	
	（９）	この公告に定めのない事項については、関係法令の他、大阪市契約規則、大阪市水道局契約規程、事後審査型制限付一般競争入札の手引、大阪市競争入札参加者心得等の定めるところによる。	

別紙

提出資料について

入札参加資格審査資料（落札候補者となった場合のみ対象とする）

	提出書類	提出時期	提出すべき者	説明	様式の取得方法	提出方法
①	入札参加資格を証する資料等 (当案件については不要)	案件ごとに定める開札日～開札日の翌開庁日 午後5時30分 (指示があった場合、指示日～指示日の翌開庁日)	落札候補者	公告の「必要な許認可（登録等）」欄及び「その他(実績要件等)」欄において入札参加資格を求めている場合、当該資格を有することを証するもの	本案件の添付ファイルを使用すること	公告文中 13「契約・入札担当」宛て提出すること
②	誓約書	①に同じ	①に同じ	大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に関わる誓約書	①に同じ	①に同じ